

最低工賃改正状況(鹿児島県)

		諮問年月日	審議開始年月日	審議終了年月日	答申年月日	効力発生年月日
電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業 (旧電気機械器具製造業)	①	S54. 1. 19	S54. 3. 5	S56. 8. 21	S56. 8. 21	S56. 11. 1
	②	S62. 12. 25	S63. 3. 31	H1. 3. 17	H1. 3. 17	H1. 5. 14
	③	H3. 12. 26	H4. 1. 31	H5. 7. 21	H5. 7. 21	H5. 9. 17
	④	H7. 11. 20	H8. 2. 16	H8. 4. 16	H8. 4. 16	H8. 6. 13
	⑤	H10. 12. 1	H11. 2. 18	H11. 3. 8	H11. 3. 8	H11. 5. 5
	⑥	H12. 12. 11	H13. 2. 8	H13. 3. 14	H13. 3. 14	H13. 5. 11
	⑦	H15. 8. 7	H15. 9. 18	H16. 1. 9	H16. 1. 9	H16. 3. 11

昭和56年11月1日～鹿児島県電気機械器具製造業最低工賃

平成16年3月11日～鹿児島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低工賃

電気機械器具関連最低工賃の改正経緯

昭和56年11月1日～鹿児島県電気機械器具製造業最低工賃

平成16年3月11日～鹿児島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低工賃

発効年月日	品目	工程	金額
昭和56年11月1日	ヘッダー	フリットアッセンブリーA (磁器に寸法公差が0.01ミリメートル以下の金具1本を挿入し、治具に並べる作業)	37銭
平成1年5月14日	ヘッダー	フリットアッセンブリーA (磁器径3ミリメートルに金具2本を挿入し、治具に並べる作業)	62銭
平成5年9月17日	ヘッダー	ピンサシ350クロ (磁器径3ミリメートルに金具2本を挿入し、治具に並べる作業)	87銭
平成8年6月13日	ヘッダー	ピンサシ401 (磁器径5ミリメートル×6ミリメートルに金具2本を挿入し、治具に並べる作業)	83銭
平成11年5月5日	ヘッダー	〃	90銭
平成13年5月11日	ピンサシ	磁器(10.1ミリメートル×8.9ミリメートル)に金具2本を挿入し、治具に並べる作業)	86銭
平成16年3月11日	ピンサシ	ピン2本にガラス製リングを通し、磁器(直径7.9ミリメートル)の穴に挿して治具に並べる作業)	〃

発効年月日	品目	工程	金額
昭和56年11月1日	パッケージ	ブレードアッセンブリーA (磁器に寸法公差が0.001ミリメートル以下の磁器を置き、寸法公差が0.01ミリメートル以下の金具1個を重ねる作業)	32銭
	パッケージ	治具掛け4A (磁器寸法が30ミリメートルの磁器にワイヤー1本を巻き付け、サポートピン3本の治具に固定する作業)	63銭
平成1年5月14日	パッケージ	治具詰めA (磁器27ミリメートル×27ミリメートルを所定の治具1個に35枚詰める作業)	5円
平成5年9月17日	ベース	スペーサー詰め (ベース36ミリメートル×13ミリメートルをスペーサーに50枚並べる作業)	2円5銭
平成8年6月13日	ベース	治具詰め (磁器10ミリメートル×7ミリメートルを所定の治具1個に並べる作業)	14銭
平成11年5月5日	スペーサー詰め	治具詰め 磁器(36.5ミリメートル×13ミリメートル)を表裏・方向を揃え治具(235ミリメートル×180ミリメートル)に詰める作業	4円20銭
	製品並べ	治具並べ 製品(7ミリメートル×8ミリメートル)のピンを上向きにして方向を揃え治具に並べる作業	21銭
平成13年5月11日	製品並べ	〃	21銭
平成16年3月11日	製品並べ	磁器(4.0ミリメートル×2.5ミリメートル)を表裏、方向を揃えてトレーに並べる作業	〃

発効年月日	品目	工程	金額
平成5年9月17日	カプラー差し	電線(50センチメートルを超え2メートル以下)の端末に取り付けられている端子をカプラーに差し込む作業	32銭
平成8年6月13日	〃	〃	35銭
平成11年5月5日	〃	〃	40銭
平成13年5月11日	〃	〃	42銭
平成16年3月11日	〃	〃	〃